

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

また、公共交通機関や大型商業施設での検温やマスク着用の勧奨等の感染防止対策について、事業者に対して引き続き周知・啓発の徹底を図ること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保について

(1) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

さらに、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

- (3) 地方一般財源の総額確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に国と地方が協力して対処していく必要があることから、多額の発行が見込まれる臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。

また、同様に、令和2年度の推計基準税額と課税実績額の差を補えるよう、減収補てん債の対象税目を拡大するとともに、資金については財政融資資金などの公的資金により確保すること。

- (4) 特別交付税の算定に当たっては、普通交付税の算定において捕捉しきれない個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

3. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じて得られた経験等を踏まえ、新興感染症対策も見据えた十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師派遣等の医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染患者を受け入れる医療機関において、必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の増員等に要する経費や風評被害等による減収が発生しているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- (3) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病

院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

(4) 一般医療機関における感染拡大を防止し、地域医療を守るため、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する「発熱外来センター」等を広域行政区域単位等の圏域ごとに配置する制度の創設を図るとともに、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じること。

(5) 検査または診療を行う医師等の医療従事者が感染した場合や病院が休業になった場合等の補償制度の創設を検討すること。

また、都市自治体による補償に要する費用について、十分な財政措置を講じること。

(6) 今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、PCR検査体制を充実強化するとともに、抗原検査等の簡易検査キットの開発・普及促進を図ることにより、身近な地域で短時間に着実に受けられるよう、広域的な検査体制の構築等に努めること。

また、検査の結果、入院を要さない軽度の患者を受け入れる療養施設等の整備を支援すること。

(7) 感染拡大防止策の中核を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大によって、機能不全に陥らないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

(8) 治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民や都市自治体に対して十分かつ適切に説明すること。

また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。

(9) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの国民がインフルエンザ予防接種を受けることが重要であることから、国の責任において、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対して、迅速に需要数を確保できるよう、安定供給対策を講じること。

(10) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、

必要な対策を講じること。

4. 感染防止対策に必要な支援について

- (1) マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

さらに、消毒等の衛生管理を委託される事業者等に対して、必要な支援を講じること。

- (2) 大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。
- (3) 国政選挙における感染防止対策に要する経費について、全額を国において負担すること。

5. 地域経済に関する支援について

- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じるとともに、各種支援策が円滑に進むよう相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

- 1) 政府系金融機関等による特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、既往債務の借換については、事業者の負担軽減に資する制度とすること。

- 2) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金の複数回給付や給付期間の延長など、万全な対策を講じること。

また、持続化給付金の実施に当たっては、都市自治体が十分に事業者をサポートできるよう迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

- 3) 家賃支援給付金については、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長等を行うとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化を図ること。

また、感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

- 4) 建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達が滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。
- 5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。
- 6) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

(2) 農林漁業者等への支援について

- 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、牛肉、果物、花き等の国産農林水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。
- 2) 地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

特に、需要減退の影響が大きい畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、生産者負担金の納付を免除し、国が責任を持って補填するなど、更なる支援措置を講じること。

また、高収益作物次期作支援交付金の運用の見直しについて（令和2年10月12日生産局長通知）に基づく同交付金の運用見直しに当たっては、迅速かつ丁寧な説明を行うとともに、十分な予算を確保するなど、今後の営農や変更申請に支障が生じないよう必要な措置を講じること。

(3) 観光振興に関する支援について

- 1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
- 2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

6. 雇用の維持について

(1) 雇用調整助成金について、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げ、支給対象事業所を拡大すること。

さらに、都市自治体が事業者をサポートできるよう、申請状況等の情報共有を行うなど、国と都市自治体の連携強化を図ること。

(2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及びオンライン企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して協力を要請すること。

また、国による相談支援体制の強化、地方自治体と連携した雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。

(3) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じること。

7. 生活インフラ等に関する支援について

(1) 公共事業に関する支援について

1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

また、平成 21 年度に経済危機対策として実施された地域活性化・公共投資臨時交付金と同様の支援を講じること。

2) 公共事業の工期の延長等が生じた場合、国は、必要な財政措置を講じること。

また、国庫補助事業等において、工事用資材の納入遅延等による繰越の可能性のあることから、繰越手続きについては、柔軟かつ弾力的な対応を行うこと。

3) 公共施設等の集約化・複合化などの実施に当たっては、市民との合意形成に時間を要すること等が懸念されるため、公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充すること。

(3) 全国的な経済活動の停滞下での地域経済活性化には、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路割引制度を拡充すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減世帯を対象に行う上水道及び下水道使用料の減免に係る財政措置を拡充すること。

(5) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、接触の低減及び気密性・通気性のバランス等に配慮した建築・設備様式の普及を推進すること。

また、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

8. 義務教育等に関する支援について

(1) 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。

(2) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

(3) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。

(4) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。

(5) 小・中学校の修学旅行を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じるとともに、支援対象期間を延長すること。

また、課外活動の延期・中止により生じた費用についても、十分な財政措置を講じること。

(6) 小・中学校の臨時休業に伴い、国において特例的な教育課程を編成する場合には、迅速に情報提供するとともに必要な財政措置を講じること。

- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により活動自粛を余儀なくされた地域の文化・スポーツに関する取組について、その取組を維持・活性化するため、財政支援を拡充すること。
- (8) 公立小・中学校の臨時休業に伴う夏季休業期間の短縮等により実施を見送った学校施設の改修工事については、次年度に改めて学校施設環境改善交付金の補助対象とするなど、柔軟な運用を図ること。

9. 子ども・子育てに関する支援について

- (1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担や減収について、施設の類型に関わらず、必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言下等における保育園、学童クラブ等の開閉園（室）に係る判断基準を示すこと。
- (4) 感染防止策が難しい保育所や放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供を行うとともに、感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (5) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員についても、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による慰労金の支給対象とすること。
- (6) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用について、集団健診での実施した場合についても財政措置を講じること。
- (7) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (8) 新型コロナウイルス等の感染症拡大時においても、子ども家庭支援センターが子どもの見守り強化アクションプランを継続できるよう、関係機関との連携・調整を図るために必要な通信機器等の整備に係る財政措置を充実すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策に係る都市自治体の追加負担分について、

国の責任において子ども・子育て支援交付金により全額措置すること。

(10) 出産及び子育てが安心してできるよう、妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。

(11) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

10. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護サービスに関する支援について

1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。

2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、実効性のある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。

3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免に対する財政支援について、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう、基準を見直すとともに、期間を延長すること。

また、一部負担金の減免措置について、十分な財政措置を講じること。

4) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」による介護報酬引上げ等の特例措置について、利用者に実際に利用したサービス以上の利用料負担が強いられる不利益が生じていることから、取扱いを見直すこと。

(2) 国民健康保険制度等に関する支援について

1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。

2) 保険者努力支援制度における特定健康診査の実施率や法定外一般会計の繰入等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険者への影響等を勘案したものとすること。

3) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度

について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。

- 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種健康診査等が実施できなかった際のキャンセル料や補償料について、国費負担により補償すること。
- 5) 後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。

(3) 生活保護・生活困窮者への支援について

- 1) 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者からの相談件数が増加しているため、相談体制の強化について、十分な支援措置を講じること。

また、休業や収入減少により生活保護受給者が増加していることに伴う生活保護費の増嵩について、十分な財政措置を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じること。

また、より使いやすい制度となるよう十分検討すること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、家賃の支払いや生活に困窮する市民が急激に増加していることから、緊急小口資金及び総合支援資金について増額や期間を延長するなど、生活福祉資金の拡充と十分な財政措置を講じること。

(4) 障害福祉サービスに関する支援について

- 1) 障害福祉サービス利用時の一部負担金の減免措置について、十分な財政措置を講じること。
- 2) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

11. 水際検疫体制の強化について

- (1) 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、外国籍の船舶において検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう必要な体制整備を図ること。

(2) 港湾物流機能が損なわれることのないよう水際対策を強化するとともに、感染症発生時の対応マニュアルの作成など、クルーズ旅客と受入側の安全・安心を確保すること。

12. 新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限が解除された際には、特定技能外国人材等について優先して早期に受入れを再開するとともに、外国人材受入れに関する各種情報について速やかに提供すること。

13. 休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策や感染症リスクの高まりを防ぐための環境配慮型トイレ導入に係る支援等を拡充すること。

14. 民間救助隊や山小屋関係者の遭難救助活動に対する感染防止対策への支援を講じること。

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 今後、関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了が危ぶまれる一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続的な対応が必要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、復興・創生期間後においても、すべての被災市町村が地域の実情に応じ、必要な取組を継続して進めることができるよう、必要な財源を確保すること。また、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要な技術職員等の人材確保や被災市町村への職員等派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分の執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とすることができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権

回収を実施すること。

- (5) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、復興・創生期間後においても適切な財政措置を講じること。

また、特定住宅被災市町村の防災集団移転促進事業内区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除及び土地交換を行った場合の特例措置を継続すること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、復興・創生期間後においても現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業について、復興・創生期間以降、建物管理開始から11年目以降における補助率を引き下げることとは、今後、新たな災害発生時に速やかな災害公営住宅の建設を躊躇する自治体が出てくること危惧され、被災者の迅速な生活再建に支障をきたす恐れがあることから、建物管理開始11年目以降についても現行の補助率を堅持すること。

- (2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

- (3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。

- (4) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和3年度以降も全額国費による支援を継続すること。

- (5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

- (6) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。

- (7) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 地域における生業や産業の再生を確かなものとするため、復興・創生期間後も復興特区の地域の状況を踏まえ、現行の税制上の特例措置を継続すること。
- (2) グループ補助金については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。
- (3) 被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の振興に係る支援措置を充実すること。
また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 港湾関係予算を確保し、湾口防波堤の整備促進を図るとともに、必要なふ頭用地の造成や岸壁整備など、港湾機能の強化を図ること。
- (2) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。
- (3) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (4) 被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。
- (5) 被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。
- (6) 再生可能エネルギーの導入推進に向けて、送電網の増強を推進するとともに、エネルギーの地産地消に取り組む都市自治体に必要な支援策を充実すること。
- (7) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、復興・創生期間後においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- 1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。
- 2) 福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、両交付金の対象地域を拡大すること。
- 3) 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

(2) 放射性物質対策等

- 1) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- 2) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- 3) 除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計を行うこと。
- 4) 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

- 5) 森林・河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 6) 除染作業員の安全が確保されるよう除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度を充実すること。

(3) 廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を確実に実施すること。

また、トリチウムを含んだ処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。

あわせて、風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、廃炉対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

- 1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- 2) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- 3) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 4) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。
- 5) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- 6) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 7) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成 24 年 9 月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 8) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的な P R など地域と連携した取組を推進すること。

(6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人件費補助など関係自治体等への財政措置を継続すること。

(7) 住民の健康確保

- 1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

- 2) 内部被ばく・外部被ばく検査など、長期的な健康管理に要するすべての経費について財政措置を講じること。
- 3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
- 4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

また、放射能による健康や環境に対する影響について正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭すること。

- 5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。
 - 6) 原発事故により、一時的に人口が急減したことによる公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
 - 7) 避難指示区域等における医療・介護保険等の保険料並びに利用者負担の減免措置については、住民の生活が安定するまでには相当の期間を要することから、被保険者の健康維持のため、所得制限基準を見直したうえで特別措置を今後も継続すること。また、免除の縮小、終了に向けては当該被保険者への十分な周知期間を確保すること。
- (8) 自主避難者等への支援
- 自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確実に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。
- (9) 風評被害対策
- 1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
 - 2) 海外諸国・地域における日本産農林水産物の輸入規制措置については、科学的根拠のない規制措置を即時に撤廃するよう国の責任において働きかけること。

2. 原子力災害からの復興・再生

(1) 産業復興の推進

- 1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置を拡充すること。
また、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。
- 2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、依然として工場等の増設が不十分な地域もあることから、重点化された地域

のみならず、その他の地域においても支援を継続すること。

- 3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。
- 4) ほだ場の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産の再生と経営再建のための支援を拡充すること。
- 5) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。

また、捕獲後の鳥獣の解体については、減量化処理施設の整備に係る財政措置など負担軽減のための必要な施策を講じること。

- 6) 原発被災地における農作物の流通・供給拠点となる卸売市場等の整備に係る財政措置を講じること。
- 7) 復興特区制度については、一層の企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。

(2) 新たな産業と雇用の創出

- 1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた、産業集積や構想を支える人材育成などの具体的な取組を促進し、強力に支援すること。
- 2) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。

3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- 1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、

結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- 2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- 3) 高速炉開発に係る具体的な施策を推進すること。
- 4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- 5) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- 1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- 2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- 3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等の必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- 4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。
- 5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

6) 原子力安全規制に携わる人材の増強及び育成を行い、現場における規制体制を強化すること。

7) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. エネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しにおいて、原子力発電の位置付けを明確にするとともに、国民に対し責任ある説明をすること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

(1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和2年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、事業期間を5か年とした計画を立て、老朽化対策等も対象とするなど対象事業を拡大のうえ、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な事業費を確保すること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

また、国土強靱化基本法に基づき都市自治体が策定する国土強靱化地域計画について、気候変動や社会情勢に応じて柔軟な計画策定・改定ができるよう財政措置を講じること。

(2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、

液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (4) 被害防止や避難経路等の確保を図るため、ブロック塀等の危険個所の点検・補強補修・撤去工事等に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた改修ができるようにすること。
- (5) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、財政措置を拡充すること。
- (6) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (7) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。
- (8) 火山活動による被害想定調査を早急に実施するとともに、新たな火口や被害想定に即したハザードマップを作成・改訂すること。
- (9) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

3. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、排水機場や排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

- (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進に係る十分な支援措置を講じること。
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (5) 土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了するとともに、都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実すること。

- (6) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど、新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 雪害対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。

また、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

- (2) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (2) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、災害対応の中心施設と

なる庁舎の耐震化等について、地域の実情に応じた必要な措置を講じるとともに、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修等に対し、財政措置を拡充すること。

- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、被災者支援体制を充実強化するために必要な措置を講じること。
- (4) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
- (5) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する確かな情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

- (6) 災害発生時における広域のかつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和3年度以降も継続的に図ること。
- (7) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。
- (8) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、全国統一的な被災者支援システムを構築すること。
- (9) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、代替輸送手段の確保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。
また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。
- (3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (5) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保の方策や、職員の中長期派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (6) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。
また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。
- (7) 現行の水害におけるり災判定について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるような判断基準の設定を検討すること。

7. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防救急デジタル無線の整備・維持管理、消防の広域化、消防庁舎の建替え、救急隊の増隊に係る経費、消防車両及び救助活動用資機材の整備、高速自動車国道における消防業務等、消防力強化に係る財政措置を拡充及び、手続き要件の緩和等を図ること。

- (2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、集落の点在状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した措置とすること。
- (3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

8. 新型コロナウイルス感染症対策関係について

大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生の動きを更に加速させ、真に実りあるものとすることが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症により、人々の意識や行動に大きな変化が生じている。この機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

(1) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

(2) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. Society 5.0の実現とスマート自治体の推進

(1) AI等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でSociety 5.0が実現できるよう、5G・光ファイバ等のICTインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

(2) 都市自治体の業務の効率化の推進に向けたシステムの標準化については、個々の自治体の負担を軽減し、コスト削減を図りながら、すべての都市自

治体が円滑に実施できるよう、国が主導して制度的枠組みを構築すること。

3. 少子化対策、子ども・子育て支援の充実

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化の実施については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (4) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。
また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。
- (5) 子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

また、各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成30年度からの廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

4. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、リモートワークなど多様なデジタル化を進めることで、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住を

推し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。その際、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

- (2) 地方への新しいひとの流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充するとともに、地方移住希望者に対する就業支援や移住に伴う経済負担等の軽減などにより、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。また、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地域おこし協力隊について、応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (4) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (5) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症によって、建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達に滞り生産体制に深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

5. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
- (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
- (3) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を拡充すること。
- (4) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事

務負担の軽減など、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。

- (5) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (6) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域など、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- (7) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組ができるよう支援措置の拡充や事務の簡素化等の運用改善を図ったうえで、十分な予算を確保すること。
- (8) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。
- (9) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
- (10) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
- (11) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (12) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

- (13) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

特に、観光施設等における多言語対応や無料W i - F i等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を継続するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

- (14) 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。
- (15) クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁やターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進すること。

6. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

- (2) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (3) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (4) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(5) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(6) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(7) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明示すること。

(8) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(9) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期間を延長すること。

(10) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

(11) 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

(12) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体が取り組む空き家等対策

に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

- (13) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。
- (14) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。
- (15) 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化等の都市再生関連施策については、財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。
- (16) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (17) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。
- (18) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (19) ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

7. 地方創生を実現する財源充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進

など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

さらに、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急

増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

9. 会計年度任用職員制度について、すべての地方公共団体が法改正の趣旨を踏まえ、円滑な運営ができるよう、適正な勤務条件の確保に必要な手当や給与などの財源を引き続き確実に確保すること。

行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、政府は、デジタル庁を新設するなど、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくることとしている。

都市自治体においても、住民福祉の向上等の観点から、マイナンバー制度の更なる利活用による行政手続きのデジタル化の推進や情報システムの標準化とともに、適切な個人情報保護を図るなど、新たな時代にふさわしい環境を整えることが重要である。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、国において、統一・標準化を加速化することが検討されているが、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。
2. 社会全体のデジタル化を進めるに当たっては、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。
また、AI等を利用した行政処理システムの展開や施策については、共通性の高い業務を中心に国において実用化し、全国展開が図られるよう必要な措置を講じること。
さらに、地方自治体の職員のICTリテラシーの向上を図るため、IT人材の育成・確保に対する必要な支援を行うこと。
あわせて、都市自治体におけるセキュリティ対策についても十分な支援を行うこと。
3. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続きがデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の

効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図ること。

さらに、マイナンバーカードの普及促進のため、健康保険証としての利用やマイナポイントを活用した消費活性化策が円滑に実施できるよう、国において十分な情報提供を行うとともに、システム構築等への支援や適切な財政措置を講じること。

4. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、今後、マイナンバーカードの発行の大幅な増加が見込まれることから、都市自治体が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

5. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

特に、中間サーバー・プラットフォームの次期システム構築に係る経費について、全額を国において措置すること。

6. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すなど、技術的支援の充実強化を図ること。

7. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、コンビニ交付の導入促進やマイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一など、住民の利便性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減が

図られるよう必要な措置を講じること。

8. 地方自治体における個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で設定する等の検討に当たっては、国に先行して各自治体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることを踏まえ、地方の現場に混乱が生じないように、丁寧に意見を聞きながら検討を進めること。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

9. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

選挙制度に関する重点提言

選挙制度について、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 参議院選挙制度については、合区を固定化することなく、次回の通常選挙までに、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。
2. 都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
3. 国政選挙における感染防止対策に要する経費について、全額を国において負担すること。

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

平成30年12月8日に成立した「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、今後新たな在留資格「特定技能」による外国人材の増加が見込まれるため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 今後増加が見込まれる外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育は文部科学省、医療は厚生労働省といった施策の縦割りの弊害をなくし、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続すること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

また、地方における特定技能外国人材等の受入れが容易となるよう、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体を実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

4. 新型コロナウイルス感染症対策関係

新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限が解除された際には、特定技能外国人材等について優先して早期に受入れを再開するとともに、外国人材受入れに関する各種情報について速やかに提供すること。

過疎対策等の推進に関する重点提言

過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域等の振興については、実効性ある対策を中長期的観点に立ち、計画的・継続的に講じる必要があることから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
2. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
また、過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。
3. 過疎地域の自立促進、雇用拡大及び産業振興を図るため、過疎地域における事業用設備に係る特別償却について、過疎地域の実情を踏まえ、更なる拡充を行うなど必要な措置を講じること。
4. 新たな過疎法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を存置すること。
また、過疎地域の要件と単位については、現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の

偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

- (4) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い必要となる特別の財政需要に対しては、国は必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

さらに、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

(2) 地方一般財源の総額確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に国と地方が協力して対処していく必要があることから、多額の発行が見込まれる臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。

また、同様に、令和2年度の推計基準税額と課税実績額の差を補えるよう、減収補てん債の対象税目を拡大するとともに、資金については財政融資資金などの公的資金により確保すること。

(3) 特別交付税の算定に当たっては、普通交付税の算定において捕捉しきれない個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

4. 地方創生の実現に向けた財源の充実

(1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

(2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

5. 緊急防災・減災事業等の地方債措置の拡充・延長

事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

6. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体に取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携体制整備の充実を図るため、市町村間、各種医療機関、介護事業所間等の多職種

連携強化に向けた財政措置や支援策を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
 - 1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
 - 2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じること。

5. 次期制度改正について

- (1) 次期制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。
また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

6. 介護サービスの基盤整備等について

介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

7. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

- (3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

2. 国民健康保険制度について
 - (1) 国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降実施されている公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する都市に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
 - (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
 - (3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成 30 年度からの廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。
 - (4) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保すること。
 - (5) 国保の普通調整交付金の配分に当たり、実際の医療費ではなく、標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成 30 年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。
 - (6) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加

が生じていることや、今後も高額薬剤の保険適用や医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別財政支援を講じること。

- (7) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。

- 3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

子ども・子育てに関する重点提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 少子化対策の充実について

(1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

(2) 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、その実態や課題を明らかにしたうえで、効果的な対策方針を早急に示すとともに、雇用主への財政支援等、必要な措置を講じること。

また、育児休業制度の充実や子育て支援を目的とした企業の労働環境整備に対する支援の充実等、労働政策の観点から実効ある支援策を講じること。

(3) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(4) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

2) 地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

(6) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、

安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (7) 「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、同プランの後継プランを策定する等、令和3年度以降も引き続き支援策を講じること。

さらに、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

- (8) 保育人材の育成・確保について

1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。

3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

2. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費や追加のシステム改修費に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図

ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、児童福祉法に基づく指導監督を徹底するための支援や認可保育施設への移行を進めるための技術的・財政的支援等、所要の措置を講じること。
- (4) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置の拡充等、あらゆる支援措置を国の責任において講じること。
- (5) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。
- (6) いわゆる幼児教育類似施設に対する支援については、P D C A協議会等において、これまでの協議や現行制度との整合性等を踏まえたうえで、実務上の課題も確認しながら、丁寧に検討すること。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。
また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。
- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保することが可能となるよう、処遇改善事業における補助基準額を増額すること。

4. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。
特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十

分な財政措置を講じること。

- (2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体が必要かを判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化や転出入の際の情報提供及び引継ぎルールの統一を図る等、必要な措置を講じること。

5. 子どもの貧困対策の推進について

すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

6. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体の在り方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

2. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

障害者福祉施策に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

2. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

3. 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

- (1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。
- (3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

(3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

4. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

5. がん対策について

(1) がんの早期発見に向け、受診率の向上策を強化するとともに、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図るとともに、毎年度の助成内容を早期に明示すること。

6. 国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

水道事業に関する重点提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の強靱化、老朽化対策等により、安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

(1) 公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開できるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、G I G Aスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別

支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

5. 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

6. 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

7. G I G Aスクール構想の実現について

(1) I C T環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後における学校のI C T環境の維持・改善に必要な経費については、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

特に、端末については、紙の教科書と同一の内容である学習者用デジタル教科書と一体となるものであり、現在、全額国費で負担している紙の教科書と同様、全額国費負担とされたいこと。

あわせて、令和元年度における公立小・中学校等のネットワーク環境整備に際しては、多くの都市自治体において申請額と交付決定額が大きく乖離していたことを踏まえ、国の基準単価を適切に見直すこと。

(2) I C T教育人材等の配置の充実等について

- 1) I C T支援員については公立小・中学校等4校に1人、G I G Aスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。また、地域に

よっては人材確保が困難であることから、国においてICT関連事業者に協力を要請する等により人材を確保すること。

2) ICT活用教育アドバイザーについては、各都道府県に1人配置するとされているが、更なる増員を図ること。

3) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(3) 都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入に係る経費について財政支援を講じるとともに、国において無償の学習用ソフトウェアの充実を図ること。

また、学習者用デジタル教科書については、紙の教科書と同様、全額国費負担とすること。

(4) インターネット回線の整備及び通信費に対する財政措置を講じること。

特に、既にLTE対応のタブレット端末を整備済みの場合や校舎の建替え・統廃合が見込まれる場合、費用対効果の面から無線LAN方式による通信環境整備は困難であることから、LTE方式についても対象とすること。

また、回線事業者に対し、GIGAスクール構想のための高速かつ割安なプラン等の提示について、協力を要請すること。

(5) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。

(6) 可動式の電源キャビネットの整備に関する財政措置を講じること。

(7) 安価で高性能な端末の提示について引き続きメーカーに協力を要請すること。

(8) ネットワーク環境整備を計画的に行うことができるよう、予算の繰越等、柔軟な対応を認められたいこと。

(9) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がGIGAスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。

東京オリンピック・パラリンピックに関する重点提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 大会延期に伴う対応について

- (1) 大会開催及び大会中の安全、安心の確保を確実なものとするため、感染症対策に万全を期すること。
- (2) 開催準備のために雇用した職員に係る人件費など追加で発生する費用について、十分な財政措置を講じること。

2. 開催に向けた施設整備等について

大会の開催効果を波及させるため、スポーツ・文化施設等の整備等について、財政支援の拡充を図ること。

3. ホストタウンの推進について

都市自治体がオリンピック・パラリンピック競技大会を最高の形で迎えるため、様々なイベントにおけるロゴマークの使用など、ホストタウン事業の集大成としての取組を積極的に実施できるよう、財政支援をはじめ適切な支援策を講じること。

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を安定的に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

また、両交付金制度については、都市自治体の意見を十分に踏まえ、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期間を延長すること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成等を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による浸入水の流入等により施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

さらに、気候変動を踏まえた浸水対策等の強化に必要な財政措置を拡充すること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定に当たっては、地域の特性が十分に反映されるよう配慮すること。

特に、重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

所有者不明土地及び空き家等に関する重点提言

人口減少社会の到来に伴い喫緊の課題となっている所有者不明土地の発生抑制・解消、空き家対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する固定資産税等の住宅用地特例のあり方や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 国が策定する基本方針等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

運輸・交通施策に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。
- (3) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が実施する公共交通施策が推進されるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。
- (4) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。

2. JR北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく支援の継続をはじめJR北海道等の経営再建を積極的に支援すること。

3. 新幹線の早期全線開業等

- (1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消等に資する支援を行うこと。
また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向け

た調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3) クルーズ船の再興に向けて、旅客船専用岸壁やターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進すること。

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 貿易交渉に係る適切な対応

T P P 11 協定、日 E U ・ E P A 及び日米貿易協定の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、日英 E P A の発効も見据えた総合的な T P P 等関連政策大綱の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大など、万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確実に確保すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、将来にわたり米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を拡充すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減など、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予

算を確保すること。

- (3) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算の十分な確保、人・農地プランの実質化に係る支援措置の拡充など、施策を充実すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 防災重点ため池の防災・減災対策については、ハザードマップの作成や耐震性調査等の定額助成の期間を延長するとともに、支援措置を拡充すること。
- 2) 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるよう研修の開催、アドバイザー派遣や相談体制の構築など、十分な支援措置を講じること。
- 4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

6. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、

地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域など、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

7. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組ができるよう支援措置の拡充や事務の簡素化等の運用改善を図ったうえで、十分な予算を確保すること。

- (2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。
- (3) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成など、支援措置を拡充すること。

8. CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）対策の充実強化

- (1) CSFの終息に向け、農場における飼養衛生管理の強化、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) アジアや欧州等で感染が拡大しているASFについては、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化や畜産物を違法に持ち込んだ者の入国拒否を可能とする法改正を行うなど、水際対策を一層強化・徹底すること。

9. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

10. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。
11. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
12. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、都市自治体に対し十分な説明を行い、林業経営者に対しても周知を図ったうえで、以下の措置を講じること。
 - (1) 都市自治体の事業実施体制を整備するため、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等の活用の充実など、万全の措置を講じること。
 - (2) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
 - (3) 施業の集約化が円滑に進むよう森林所有者及び境界の明確化に係る施策を強力に推進すること。
 - (4) 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業を一層推進すること。
 - (5) 森林経営管理制度を生かし、林業の成長産業化を進めるため、国産材の利用拡大を推進すること。

特に、CLTの普及、住宅における木材利用の促進及び公共施設をはじめとした非住宅建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、新たな木材需要に対応するため、木材加工流通施設の整備など関連産業を支援すること。
13. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を強化すること。

14. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援など、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。
- (3) 新たな水産資源管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による資源管理を推進すること。
また、水産資源管理の推進に当たっては、漁業者など関係者の理解と協力を得たうえで実施すること。
- (4) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (5) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

地域経済に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチングや税財政措置の拡充など、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
3. 観光振興施策に対する支援強化
 - (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
 - (2) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。

特に、観光施設等における多言語対応や無料W i - F i 等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を継続するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

- (3) 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。

エネルギー施策に関する重点提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置の拡充や発電事業者の参入促進に資する支援策を充実するとともに、開業後の安定的な事業運営に資するため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。
2. 太陽光発電設備廃棄対策等
 - (1) 太陽光発電施設設備の設置に当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
 - (2) 太陽光発電設備の撤去・廃棄に当たっては、発電事業者による廃棄費用の積立を担保する制度を構築するなど、発電事業終了後に設備廃棄が確実に行われる環境を整備すること。
 - (3) 大規模太陽光発電施設については、森林法による規制の強化、都市計画法及び森林法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備するとともに、事業者の適正な管理を義務付けること。
3. 安定したエネルギー供給体制の構築
 - (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。
 - (2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しないよう自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。

また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 持続可能なプラスチック資源循環の確立

プラスチック資源循環を一層推進するためには、市町村における取組の輪を広げるとともに、その取組を持続可能なものにすることが極めて重要であることから、以下の措置を講じること。

(1) プラスチック資源循環に係る具体的な施策や制度の構築

1) 施策や制度の構築に当たっては、市町村の意見を十分に聴取し、反映すること。また、住民や現場に混乱を招くことのないよう迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

2) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できるようにリサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

(2) 現行の容器包装リサイクル制度は市町村の費用負担が大きいため、分別収集が進むほど市町村の財政を圧迫する状況となっており、容器包装対象品目の分別収集を中止する市町村も散見されることから、プラスチック製容器包装はもとより、それ以外のプラスチックの回収・リサイクルを含め市町村の負担を軽減すること。

(3) プラスチック資源循環の高度化

1) 市町村が地域の実情を考慮し、プラスチック廃棄物の処理に責任を持って取り組んでいる現状を十分に踏まえ、全市町村に一律の対応を求める制度ではなく、各市町村が自ら主体的に処理方法を選択できるようにすること。

特に、熱回収については、地域における処理施設の状況、分別回収や中間処理等に係る費用、熱回収により新たに創出される価値、環境への配慮等を総合的・合理的に判断して選択している市町村のこれまでの取組を評価・尊重し、確立された資源循環の手法として認めること。

2) リサイクルの質と量を向上させるため、闇雲に資源回収量を増やすのではなく、高度なリサイクルが可能なプラスチック資源を効率的に回収する仕組みを構築すること。

3) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、市町村においては、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。

4) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持つ

て取り組むこと。

(4) 回避可能なプラスチックの使用を削減するため、事業者が環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。

(5) 「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」(令和2年9月1日中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議決定)で示された分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等の仕組みを検討する際には、市町村の多様な取組を尊重し、後押しするものとする。

また、熱回収などを前提に施設更新等に取り組む市町村への財政措置に影響を及ぼさないよう配慮すること。

4. 家電リサイクル制度の適切な見直し

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。

(3) 義務外品の処理については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任とされているが、効果的に進めるためには関係者が連携・協力して取り組む必要があることを踏まえ、制度の前進・拡充に資する新たな方法を検討すること。

(4) 対象品目を拡大すること。

5. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者を責任の強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。

6. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を講じること。

7. リチウムイオン電池等処理困難物については、製造・販売事業者による自主回収の拡大や、製品廃棄に係る注意喚起の明示を義務付けるなど、適正処理を推進するための環境を整備すること。

生活環境等の保全・整備に関する重点提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標を達成するため、都市自治体を実施する施策に係る財政措置を拡充すること。
2. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。
また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。
3. 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。